



所得の申告が必要

Check 2 所得が少ない世帯の国民健康保険税を軽減します

世帯の前年の所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

- ① 世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず軽減の対象となります。
- ② 軽減を受けるには、前年分の所得の申告が必要です。
- ※ 前年中収入がなかった方でも「収入なし」という事実を申告する必要があります。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が 33 万円以下	7 割
世帯の所得が 33 万円 + (28.5 万円 × 被保険者数)	5 割
世帯の所得が 33 万円 + (52 万円 × 被保険者数)	2 割

上限額 99 万円

Check 3 賦課限度額を引き上げ

賦課限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年額）です。国民健康保険税には上限があり所得が多い世帯でも賦課限度額までしか賦課されません。

名目	年度	
	令和元年度	令和2年度
医療給付費分	61 万円	63 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	19 万円
介護納付金分	16 万円	17 万円
【合計】	96 万円	99 万円

あて先は世帯主へ

Check 4 納税通知書を7月に郵送

「令和2年度国民健康保険納税通知書」を7月上旬に世帯主へ郵送します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書や納付書は世帯主あての郵送となります。納税通知書で年税額、徴収方法をご確認いただき各納期限までに下記のいずれかの方法で納付してください。

1 普通徴収	2 特別徴収
「口座振替」と「納付書」の2つの納付方法があります。納め忘れの心配がなく、納めに行く手間も省ける口座振替が便利です。納付書はコンビニエンスストアでも納付できます。	世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合は、世帯主の年金から年6回天引きします。前年度より保険税が大きく増額した場合は普通徴収に変わることがあります。

令和2年4月から

国民健康保険の税率が変わります

国 民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合いお互い助け合う医療保険制度です。

町では国民健康保険税を、平成20年度の「後期高齢者医療制度」新設に伴う後期高齢者医療支援金導入の国の制度改正による保険税改定以来、据え置いてきました。しかし国民健康保険特別会計は慢性的な赤字であり、

一般会計からの繰入金で補てんをしている状況です。今後も加入者が減少する中、高齢化や高度な医療技術の利用による医療費の増加により引き続き赤字が見込まれることから、保険税を改定することといたしました。

加入者の皆さまにご負担いただくことになり、ご迷惑をおかけいたしますが、国民健康保険財政の厳しい状況にご理解とご協力をお願いいたします。

4月から新方式へ

Check 1 課税方式を変更し、保険税の「資産割」を廃止します

これまで町が独自に決定していた保険税を、令和2年度から県が示す「標準保険税率」を参考に決定します。

これまでの算定法「4方式」

1	所得に応じて課税	所得割
2	固定資産に応じて課税	資産割
3	加入者1人当たりに課税	均等割
4	1世帯当たりに課税	平等割

新しい算定法「3方式」

1	所得割	所得に関係なく固定資産の状況により賦課していた資産割を廃止することにしました。
2	均等割	
3	平等割	

令和2年4月から適用

国民健康保険税率

国民健康保険税は①医療給付費に充てる「医療給付費分」②75歳以上の人の医療費を支援するために徴収される「後期高齢者支援金分」③介護保険制度の一部を負担するために40歳以上65歳未満の人から徴収される「介護納付金分」の3つで構成されています。

名目	課税方式	改定前	改定後
		① 医療給付費分	所得割 8.20%
① 医療給付費分	資産割	40.00%	廃止
	均等割	20,000 円	24,000 円
	平等割	22,000 円	26,000 円
	② 後期高齢者支援金分	所得割 2.00%	2.63%
② 後期高齢者支援金分	資産割	1.00%	廃止
	均等割	5,000 円	9,000 円
	平等割	6,000 円	10,000 円
	③ 介護納付金分	所得割 1.00%	2.52%
資産割		1.00%	廃止
均等割		4,000 円	9,000 円
平等割		5,000 円	7,000 円

